

(福島県報第三千四十六号付録)

平成三十年  
九月 中

# 福島県報

目 録

号 定 外 例

第三千三十四号から  
第三千四十一号まで  
第五十六号から  
第六十六号まで

## 条 例

日 号外 ページ

六 福島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例 二六 66 一

六 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法に基づく福島県議会の議員の選挙区の特例に関する条例 二六 66 一

## 規 則

五 福島県立テクノアカデミー条例施行規則の一部を改正する規則 三三 五二

六 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則 二五 五四

五 福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則 二六 五二

## 告 示

六 保安林等の皆伐面積の残存許容限度を公表する件 三三 56 一

六 保安林の指定をする予定である旨通知があった件 四四 五〇

六九 保安林の指定施業要件を変更する件 四四 五八

六〇 同 四四 五八

六一 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不分明であるため当該通知の内容を掲示した件 四四 五九

六二 同 四四 五九

六三 同 四四 五九

六四 同 四四 五〇

六五 道路の区域を変更する件 四四 五〇

六六 同 四四 五〇

六七 同 四四 五二

六八 道路の供用を開始する件 四四 五二

六九 福島県議会定例会を招集する件 四四 57 一

七〇 漁業法により区画漁業について免許した件 四四 58 一

七一 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 四四 54 一

七二 同 四四 54 一

七三 同 四四 54 一

七四 同 四四 55 一

|    |                                  |   |    |    |  |   |    |
|----|----------------------------------|---|----|----|--|---|----|
| 七五 | 計量器の定期検査を実施する件                   | 七 | 五五 | 七九 | 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 | 二 | 五七 |
| 七六 | 公有水面埋立てについて免許した件                 | 七 | 五六 | 七〇 | 同  | 二 | 五七 |
| 六七 | 認定液化石油ガス販売事業者として認定した件            | 二 | 五三 | 七二 | 同  | 二 | 五七 |
| 六八 | 道路の区域を変更する件                      | 二 | 五三 | 七三 | 同  | 二 | 五七 |
| 六九 | 同                                | 二 | 五三 | 七四 | 同  | 二 | 五七 |
| 七〇 | 道路の区域を決定する件                      | 二 | 五三 | 七五 | 同  | 二 | 五七 |
| 七一 | 自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路を指定する件      | 二 | 五三 | 七六 | 同  | 二 | 五七 |
| 七二 | 道路の供用を開始する件                      | 二 | 五三 | 七七 | 道路の区域を変更する件  | 二 | 五七 |
| 七三 | 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件           | 二 | 五三 | 七八 | 同  | 二 | 五七 |
| 七四 | 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 | 四 | 五六 | 七九 | 同  | 二 | 五七 |
| 七五 | 同                                | 四 | 五六 | 八〇 | 産業廃棄物処理施設設置の許可の申請があった件                               | 二 | 五二 |
| 七六 | 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件         | 四 | 五七 | 八一 | 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件                               | 二 | 五二 |
| 七七 | 道路の区域を変更する件                      | 四 | 五七 | 八二 | 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件                             | 二 | 五二 |
| 七八 | 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件             | 四 | 五七 | 八三 | 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件                             | 二 | 五二 |
| 七九 | 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件           | 四 | 五八 | 八四 | 同  | 二 | 五二 |
| 八〇 | 同                                | 四 | 五八 | 八五 | 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 | 二 | 五四 |
| 八一 | 同                                | 四 | 五八 | 八六 | 同  | 二 | 五四 |
| 八二 | 同                                | 四 | 五八 | 八七 | 同  | 二 | 五四 |
| 八三 | 同                                | 四 | 五九 | 八八 | 同  | 二 | 五五 |
| 八四 | 同                                | 四 | 五九 | 八九 | 同  | 二 | 五五 |
| 八五 | 同                                | 四 | 五九 | 九〇 | 同  | 二 | 五五 |
| 八六 | 同                                | 四 | 五九 | 九一 | 同  | 二 | 五五 |
| 八七 | 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 | 二 | 五六 | 九二 | 道路の区域を変更する件  | 二 | 五六 |
| 八八 | 同                                | 二 | 五六 | 九三 | 同  | 二 | 五六 |
| 八九 | 県営土地改良事業計画を変更した件                 | 二 | 五六 | 九四 | 同  | 二 | 五六 |

公 告

- 四四 同 二六 五〇六
- 四五 道路の供用を開始する件 二六 五〇六
- 四六 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 二六 五〇七

- 一七 一般競争入札を行う件 四 五二
- 一八 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 七 五七
- 一九 一般競争入札を行う件 七 五八
- 二〇 都市計画区域を変更した件 二 五三
- 二一 随意契約の相手方を決定した件 二 五四
- 二二 地方税法により特約業者の指定を取り消した件 四 五九
- 二三 大規模小売店舗立地法による廃止の届出があった件 四 五〇
- 二四 同 四 五〇
- 二五 肥料の登録の有効期間を更新した件 四 五〇
- 二六 一般競争入札を行う件 四 五三
- 二七 地方税法により特約業者の指定を取り消した件 八 五四
- 二八 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 八 五四
- 二九 一般競争入札を行う件 二〇 六一
- 三〇 県営土地改良事業の工事が完了した件 二 五六
- 三一 浸水想定区域を見直した件 二六 五二

福島県公安委員会

告 示

- 五三 道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件 七 五〇
- 五四 同 七 五二

福島県選挙管理委員会

告 示

- 三 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件 二 五五
- 四 相馬市相馬郡新地町選挙区福島県議会議員補欠選挙において当選した者を告示する件 二 60
- 五 不在者投票のできる施設として指定した件 四 五三
- 六 不在者投票のできる施設の変更した旨届出があった件 六 五五
- 七 本宮市安達郡選挙区福島県議会議員補欠選挙を行う件 三 63
- 八 本宮市安達郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を選任した件 三 63
- 九 本宮市安達郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補の届出を受理する場所を定めた件 三 63
- 一〇 本宮市安達郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における諸届出を受理する場所を定めた件 三 63
- 一一 本宮市安達郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時を定めた件 三 63
- 一二 本宮市安達郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めた件 三 63
- 一三 本宮市安達郡選挙区福島県議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を定めた件 三 63
- 一四 本宮市安達郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額を告示する件 三 64
- 一五 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件 三 64

**相馬市相馬郡新地町選挙区福島県議会議員補欠選挙選挙長**

**告 示**

二 相馬市相馬郡新地町選挙区福島県議会議員補欠選挙に係る立候補の届出について異動の届出があった件

四 59

**本宮市安達郡選挙区福島県議会議員補欠選挙選挙長**

**告 示**

一 本宮市安達郡選挙区福島県議会議員補欠選挙につき候補者として届出があった件

三 65

**福島県監査委員**

**公 表**

一五 監査公表

一六 同

一六 61

一五 一